

山岡萬之助の教育観

木 下 秀 明

はじめに

司法官，法学者，日本大学経営者としての山岡萬之助（以下，「山岡」）についての文献や新聞記事は多い。

しかし，本学の教学の長としての山岡についての文献は，佐々木聖使の研究資料「『日本大学畧史』－山岡萬之助の大学教育と経営論」（日本大学精神文化研究所紀要23，1992年3月，以下「佐々木」）が唯一であろう。

『日本大学畧史』（以下「畧史」）は，学習院大学法経図書館蔵「山岡萬之助関係文書」の1冊で，1958（昭和33）年4月頃に佐々木らが録音した山岡回顧談の全文を謄写版印刷したものである（佐々木 p.38）。

山岡によれば，畧史は山岡が1913（大正2）年に就任した「専門学校令による日本大学時代」である「大体大正の前半」（佐々木 p.59）についての「第一回口述」（佐々木 pp.44-59）とその質疑応答（佐々木 pp.59-79）および1920年大学令（1918年公布）による日本大学以降の時代についての「第二回口述」（佐々木 pp.80-102）とからなる。

畧史に目次はない。しかし，本文中には「第一回口述」に「日本大学創立の意義」と「日本大学の経営について」の二つの見出しがある。後者の主体は山岡の本学経営への参加とその後の本学運営と拡張についての回顧である。「第二回口述」に見出しはないから，「第二回口述」は「日本大学の経営について」

の後半部に相当する。

教育に関する見出しはない。しかし、「第一回口述」中の「日本大学の経営について」の後半に、わずか8ページ（佐々木 pp.52-59）に過ぎないが、学生教育についての回顧がある。

それは、まず「建学の趣旨綱領」の丁寧な説明に続いて「知徳一本主義」の教育を説明し、いわば学生の教養としての哲学・宗教・美学を重視する。次に「男女共学」の実績を誇示し、最後に「体育」を具体的に紹介する。

「第二回口述」には、教育に関する前回口述から洩れた山岡研究室の司法国家試験指導の例示（佐々木 pp.82-84）、配属将校による軍事教練の評価、および自己批判的な軍国主義への言及が見られる（佐々木 p.94）。

この回顧からみて、畧史が山岡の学生教育に関する史料であることは確かである。

しかし、畧史は回顧談であるから、「資料的価値の面で問題がないとはいえない」（『日本大学百年史』1巻 p.566, 1997年, 以下「百年史」）。

したがって、畧史を山岡の学生教育に関する史料とするに際しては、その信憑性の検証が欠かせない。

しかし、畧史は唯一の文献であり、その検証の論拠となる文献や史料は見当たらない。

そこで、『日大新聞』（43号から『日本大学新聞』と改称, 以下「日大新聞」）掲載の山岡関係記事（以下「山岡記事」）を史料とし、畧史と記事の整合性の検証から畧史の信憑性を判断することを最初の課題とする。

その後で、畧史と畧史にはない山岡記事を史料として山岡の教育を明らかにすることを、本稿の主題とする。

日大新聞は、最初に総合学術情報センター作成のDVD（欠号多数）を閲覧し、その欠号補充に総合図書館蔵マイクロフィルム「200記念号」「200～430号」（欠号多数）を閲覧した。

表 1. 日大新聞（1921年～1944年）年次別発刊回数等統計

年	発刊回数	閲覧号数	欠号数	閲覧率 %
1921	3	3	0	100
1922	16	16	0	100
1923	16	16	0	100
1924	16	12	4	75
1925	18	15	3	83
1926	19	11	8	58
1927	18	3	15	17
1928	20	7	13	35
1929	20	0	20	0
1930	19	1	18	5
1931	18	5	13	28
1932	17	2	15	12
1933	16	10	6	63
1934	17	2	15	12
1935	18	2	16	12
1936	18	18	0	100
1937	20	19	1	95
1938	22	22	0	100
1939	19	19	0	100
1940	21	21	0	100
1941	23	23	0	100
1942	23	20	3	87
1943	22	13	9	59
1944	3	1	2	33
合計	422	261	161	62

注 1) 1928, 1929, 1930年発刊回数は推定±1回

注 2) 戦中最終号は1944年3月420号と推定

(論拠：3月に学徒勤労働員通年実施を閣議決定)

注 3) 号外2回（1935年3月15日, 1937年1月15日）含む

表 1 は閲覧できた日大新聞の発刊回数等の統計である。

全発行回数に対する閲覧率は社会調査の一般的な回収率並みの62%で、高率の1921～1925年の5年間と1936～1942年の7年間の間に低率の1926～1935年の10年間を挟む凹型である。

したがって、日大新聞は、第一次世界大戦後の一時的好況の平和な時期と武力による大陸進出期の史料としては満足できるが、普通選挙実現の大正デモクラシーが終わって治安維持法・経済恐慌から満州事変へと軍国化して行く昭和初年代についての史料としては不満である。

なお、188～420号中の58点は保存状態不良で閲覧できなかった。

また、百年史が引用ないし参考とした日大新聞のうち、194号は所在不明、414、416、417号は保存状態不良で閲覧出来なかったのが残念である。

I. 日大新聞記事による畧史の信憑性の検証

最初に、畧史の信憑性を以下の手続によって検証する。

1. 記事の抽出

表2は山岡の教育言説（以下「言説」）に関する日大新聞記事47点の一覧である。

新聞なので、記事見出しは数行にわたるものが多い。

表2. 山岡の教育に関する日大新聞記事一覧

発行年月日（号）	記事見出し
1) 1922.10.27 (16)	何事も第一人者たれ：明秋こそ必勝を期して：山岡理事談 *端艇部
2) 1923.04.23 (27)	新入生諸君を迎ふる言葉：自由と節制：本学予科の特色：諸君は既に本学の一分子：本学理事・法学博士山岡萬之助
3) 1925.07.05 (60)	団結は力なりと予科山桜会成る：山岡学長を総裁に：結成の発会式挙行
4) 1926.05.25 (77)	宗教科の懇親会で：山岡学長の長広舌
5) 1932.01.20 (184)	年頭所感：暁の雞声に代へて：昭和七春初頭の辞：山岡萬之助
6) 1933.04.20 (204)	新学年に際して：学長法学博士山岡萬之助
7) 1933.09.27 (211)	わが大学の五大使命：就任式に於ける式辞：日本大学総長・法学博士山岡萬之助
8) 1933.11.10 (214)	名実共に：日本大学たらん：山岡総長の挨拶（大要）
9) 1933.11.24 (215)	祝賀運動会に於ける山岡総長挨拶
10) 1933.11.24 (215)	神宮外苑競技場に壯観・二万の日大学徒：意気天を衝く旺んな簡閱式：見よ！この堂々たる大偉容を〔総長挨拶〕
11) 1935.12.05 (250)	図書館の本質は大学精神の発揚：山岡総長の挨拶
12) 1936.05.25 (257)	新緑の神宮外苑に全日大豪華絵巻：躍動する二万の健児：朝靄を衝いて凜々・分列行進：正に壯、勇、美の極致：観閱式〔総長挨拶〕
13) 1936.06.08 (258)	教育制度と人格主義：日本大学総長・法学博士山岡萬之助
14) 1936.10.20 (265)	無敵選手の凱旋に湧く学園の歓呼：護れスポーツ日大の歓迎式：葉室感激に泣く
15) 1937.01.15 (269)	新春随想：日本大学総長・法学博士山岡萬之助
16) 1937.04.17 (273)	山岡総長の告辞に仰ぐ蛍雪の感激：三崎町各科の卒業式
17) 1937.05.20 (275)	新緑の代々木原頭に豪壯の日大絵巻展く：学園一致の偉容全し〔式辞〕
18) 1937.05.20 (275)	日大スポーツの向上躍進を実証：オリンピック大会に備へよ〔山岡総長挨拶〕
19) 1937.10.01 (282)	訓示 *72議会開院式勅語，国民精神総動員に関する「内閣告諭」（9月9日）関連
20) 1938.01.05 (288)	精神生活の樹立へ：戦勝の春を迎へて所信を述ぶ：日本大学総長・貴族院議員・法学博士山岡萬之助
21) 1938.01.30 (290)	新築落成に際し全予科生に告ぐ：日本大学総長・貴族院議員・法学博士山岡萬之助
22) 1938.02.05 (291)	新築全く成りて：予科の落成式：山岡総長力強く訓練
23) 1938.06.05 (299)	烈風を衝き黄塵を圧す：武装健児颯々の行進：誇れよ、われ等の大学祭〔観閱式式辞〕

- 24) 1938.11.05 (307) 東洋永遠の平和を念じ大使命の遂行に当れ：教学振興の要今日最も深刻：日本大学総裁兼総長山岡萬之助
- 25) 1939.02.20 (311) 直面せる思想戦へ：文化の創造者たる大学の任務：日本大学総長・貴族院議員・法学博士山岡萬之助
- 26) 1939.06.05 (317) 総親和総努力を如実に示して：豪壯華麗の大運動会：オール日大の絵巻物
- 27) 1939.12.05 (327) 法文科奉仕隊へ：山岡総長訓示
- 28) 1940.01.05 (329) 東亜新秩序建設と共に：教育の革新を要す：日本大学総長法学博士：山岡萬之助
- 29) 1940.05.05 (336) 本学恒例の大学祭：大学祭の大綱決す：簡閱式・運動会の単一化：競技は団体対抗を主とする〔準備委員会に於ける：山岡総長挨拶〕
- 30) 1940.05.20 (337) 大学祭当日の：山岡総長の訓示
- 31) 1940.07.20 (340) 山岡総長講演 *奉仕隊
- 32) 1941.01.10 (350) 年頭の辞：総長・法学博士山岡萬之助
- 33) 1941.04.25 (357) 五月十日の大学祭：精神力昂揚を主に：山岡総長の方針を体し
- 34) 1941.05.25 (359) 建学の精神を遵奉し：国家有為の材たれ：山岡総長告辞：於本校卒業式
- 35) 1941.05.25 (359) 知行一致・透徹せる：人材の要望切なり：山岡総長の訓辞
- 36) 1941.05.25 (359) 山岡総裁訓辞：日本大学報国団結団式
- 37) 1941.09.10 (365) 大家族主義を實踐：知行一如社会へ範を示す：山岡総裁の挨拶
- 38) 1941.10.25 (368) 皇道精神を基調に：文化の向上を期せ：総長山岡博士の挨拶
- 39) 1941.11.10 (369) 日本精神を鍊成し：国家本位に生きよ：山岡総長の力強き挨拶
- 40) 1942.01.10 (373) 今日の光栄を契機に：国家の隆昌に寄与せよ：告辞：総長法学博士山岡萬之助
- 41) 1942.02.25 (376) 全日大：戦捷第一次祝賀式：後樂園で挙行〔総長訓示〕
- 42) 1942.06.10 (383) 快晴の二日神宮外苑で：厳肅な大学祭：終って全学徒の大行進〔山岡総長訓辞〕
- 43) 1942.10.10 (390) 指導者鶴園君：山岡総長が激励：満洲へ行く快男児
- 44) 1943.01.10 (396) 新春に当りて：総長法学博士山岡萬之助
- 45) 1943.01.25 (397) 時局下一体的活動：総長山岡博士の訓辞：教職員の進むべき道を説く
- 46) 1943.10.10 (413) 征く学徒に激励と祝辞：八紘為宇の経綸に参じ君国の難に赴け：山岡総長告辞
- 47) 1944.01.10 (418) 決勝年頭の辞：本学総長・法学博士・貴族院議員山岡萬之助：皇国精神の組織化：今ぞ一体原理昂揚の秋：総長・迎春劈頭の第一声

注. 1) :改行 2) [] 記事中小見出し 3) *注記

2. 抽出山岡記事の俯瞰

日大新聞の山岡記事を畧史の信憑性検証の史料とするのであるから、山岡記事の信憑性が前提となる。そこで、形式的ではあるが、山岡記事の信憑性を確認する。

記事は以下の3種に区分できる。

A. 署名記事 4点

署名のある記事であるから、論題の制約はあるにせよ、信憑性に問題はない。

B. 口演記事 34点

催事等における山岡の訓辞・挨拶・談話などの原稿の転記と思われる記事で、催事の性格からの制約はあるにせよ、Aと同様に信憑性に問題はない。

C. 編集記事 9点

記者や編集者が、記者の聞き書きに基づいて山岡の言説に取捨選択を加えた記事であるから、山岡の言説そのものではないが、信憑性に重大な問題はない。

以上から、畧史の信憑性は、記事との整合性の程度によって検証できると考える。

表3. 山岡萬之助の教育言説記事の対象と掲載時期

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	新聞保存率 %
1921年										【旧大新聞】創刊 C ポート部			1	100
1922年													1	100
1923年				B 入学式									1	100
1924年														75
1925年							C 予科学生会						1	83
1926年					C 宗教科懇親会								1	58
1927年														17
1928年														35 ?
1929年														0 ?
1930年														5 ?
1931年														28 ?
1932年	B 年頭の辞												1	12
1933年				C 新学年談話					B 総長就任式		B 総長就任式 C 祝賀運動会 B 親園式		5	41
1934年														12 ?
1935年												C 図書館落成式	1	12 ?
1936年					B 観閲式	A 論文				C 葉室婦国歓迎式(オリ ンピック水泳優勝)			3	100
1937年	B 年頭の辞			B 卒業式	B 観閲式 B 運動会					B 訓示 (国民精神総動員)			5	95
1938年	B 年頭の辞 B 予科校舎落成告示	B 予科校舎落成式				B 観閲式					B 創立50年記念式		5	100
1939年		A 論文				B 運動会						B 奉仕隊	3	100
1940年	A 論文				B 大学祭準備会 B 大学祭		B 奉仕隊						4	100
1941年	B 年頭の辞			C 大学祭	B 卒業式 B 大学祭 B 報国団				B 日本大学維持員評議員会	B 皇道芸術股 落成式	B 拓殖祭		8	100
1942年	B 卒業式	B 職捷祝賀式				B 大学祭				C 渡瀨学生			4	87
1943年	B 年頭の辞												3	59
1944年	B 年頭の辞												1	17 ?
計	10	3		4	9	4	2		2	6	5	2	47	61 ?

注A:「建学の主旨綱領」および署名記事(論文)

B:口演記事(式辞・訓話・挨拶等)

C:編集記事(挨拶・講演・談話等)

? :新聞欠号のため年次別が特定困難な場合に推定した年間発行回数で計算

表3は、表2の全47山岡記事について、記事が対象とした催事等の一般的名称を記事の見出しの代わりに用い、発行年月欄に記事の種類を示す上述のA, B, Cを冠して記載した俯瞰用の年表である。

これらの記事の掲載は、好況で平和な時代と重なる山岡の学監・学長時代の1921～1926年はごく散発的であり、日大新聞がほとんど欠号の時期である1927～1931年は皆無である。満州事変後の軍国化へ向かう時期と重なる1933年の山岡総長就任時には一時的に集中するものの、ほとんどが国民精神総動員運動をスローガンとした1937年後半からの日中戦争段階に集中し、1941年末に始まる太平洋戦争段階になると、戦局の急変とともに激減する。

したがって、47山岡記事の背景は、1926年までの平時の4記事、平時ではあるが軍国化する1932年から1937年7月盧溝橋事件に至るまでの14記事、それ以降の戦時の29記事で異なることに留意する必要がある。

3. 山岡の教育語句の抽出

表4は、47山岡記事が伝える山岡の言説に基づいて回顧談である畧史の信憑性を検証するため、畧史または記事に見られる山岡の教育に関する語または句（以下「語句」）を抽出し、畧史と記事との量的照合ができるよう、すべて等質と仮定して、以下の手順で作成した一覧表である。

- 1) 畧史から山岡の語句を抽出して一覧表とした。
- 2) 記事中に畧史と同一語句あるいは同義の語句がある場合は、その記事掲載年を一覧表に記入した。
- 3) 記事中に畧史にない語句がある場合は、その語句とその記事掲載年を一覧表に記入した。
- 4) 一覧表の語句は、まず建学の主旨綱領の語句の記載順にしたがって配列し、次にこれらの語句と比較的関連性のある畧史の語句を、最後に主旨綱領と畧史の語句に比較的関連性のある記事にしかない語句を適宜挿入した。
- 5) 一覧表の全66語句には、一連番号01～66を付す他、畧史から抽出した語句のうち「建学の趣旨綱領」の12語句の頭には㊦～㊬、その他の25語句の頭に

は①～⑳を付した。したがって、畧史から抽出した語句は計37語句である。また、記事から抽出した畧史にない29語句の頭には㉑～㉙を付した。

6) 一覧表の縦の二重線は時期区分である。時期区分は「建学の主旨及綱領」の改定年とした。「Ⅰ期」は日大新聞創刊の1921年から1932年まで、「Ⅱ期」は1914年制定の末尾の綱領に「健全なる身体を養成し」を加筆した1933年から1939年まで、「Ⅲ期」は「建国」を「肇国」と書き換えた1940年（皇紀2600年）から1944年までである。

7) 一覧表の横の二重線は語句群の区分である。「A群」は「建学の主旨及綱領」の見出し名称だけ、「B群」は主旨中の語句と制定時の1, 2番目の綱領中の語句とその関連語句, 「C群」は制定時の3番目の綱領中の語句とその関連語句, 「D群」は1933年に3番目の綱領中に加筆された「健全な身体を養成」とその関連語句である「体育」など, 「E群」は1940年に「建国の精華」を「肇国の精華」と書き換えさせた国粹的精神主義の時流特有の観念的語句の類, 「F群」はその他の語句である。

4. 語句による畧史の信憑性の量的検証

1) 畧史と山岡記事の語句の検証上の種類

表4に見られる畧史と山岡記事の語句の関係は、以下の3種に分かれる。

a. 畧史と記事両方にある語句

畧史の語句が記事にある場合は、文節の細部の照合は欠くけれども、語句を指標に記事によって畧史が史料的に裏付けられる。

したがって、語句に関わる畧史の文節には信憑性がある。

b. 畧史にあり記事にない語句

畧史の語句が記事にない場合は、信憑性を判断する史料がないことになるから、語句に関わる畧史の文節の信憑性は分からない。

回顧であるから記憶の誤りもあり得る。

したがって、別の観点での検証も必要であろう。

c. 畧史になく記事にある語句

記事にある語句が畧史にない場合は、史料があるのになぜ回顧では言及しないのかという観点で、畧史の信憑性に疑義が生じる。

もちろん、記憶に残っていない場合や一時的な失念の場合もあるが、回顧談では時間的・量的制約の関係で関心度に応じた言及事項の選択が行われるから、重要と受け止められる記事に関する回顧がない場合も少なくない。

また、意識して言及を避ける場合もある。

したがって、別の観点での検証も必要であろう。

2) 語句の種別統計

記事を史料とし語句を指標に畧史の信憑性を検証するため、まず表4の畧史と記事の全語句の量的関係を表5に整理し、つぎに畧史の全語句の量的関係を表6に整理した。

表6は畧史の信憑性検証にとって一般的な統計であるが、表5は上記cの理由で試みた統計である。

以下、表5、表6に基づき、語句の量的関係を考察する。

表 5. 表 4 全語句の量的関係統計

	語句区分	語句数 (%)
a	畧史と記事両方にある語句	21 (32)
b	畧史にあり記事にない語句	16 (24)
c	畧史になく記事にある語句	29 (44)
a + b + c	山岡の全語句	66 (100)

表 6. 畧史の語句の量的関係統計

	語句区分	語句数 (%)
a	畧史と記事両方にある語句	21 (57)
b	畧史にあり記事にない語句	16 (43)
a + b	畧史の全語句	37 (100)

3) 3種の語句の量的関係

山岡の全語句 (a + b + c) は66語句である。

畧史と記事両方にある語句 (a) は、表 4 の該当年次欄に記事数を記入した○囲みカタカナ (例㉑) または○囲み英字 (例㉒) を冠した21語句であり、山岡の全語句の32%を占める。しかし、山岡の全語句の32%にとどまるから、畧史の信憑性を保証するのに十分とは考えにくい。

畧史にあり記事にない語句 (b) は、表 4 の記事の年次欄がすべて空欄で○囲みカタカナ (例㉓) または○囲み英字 (例㉔) を冠した16語句であり、山岡の全語句の24%にとどまる。しかし、日大新聞閲覧率が62%にとどまり、未見率が38%に達することを勘案すれば、畧史にあり記事にない語句 (b) の減少と同数の畧史と記事両方にある語句 (a) の増加は确实視されるから、畧史の信憑性はこの数字よりも高まると考えられる。

畧史になく記事にある語句 (c) は、表 4 の該当年次欄に記事数を記入した○囲み数字 (例㉕) だけの29語句であり、山岡の全語句の44%を占める。畧史の信憑性に疑義を抱かせるのに十分な数字である。

したがって、重要語句であるか否かを吟味しなければ、畧史の信憑性検証上の史料価値を判断することはできない。

4) 畧史中の記事の語句の量的関係

畧史の全語句 (a + b) は37語句である。

畧史と記事両方にある語句 (a) は21語句で、畧史にある全語句の57%を占めるから、畧史の過半の語句の信憑性は記事の語句によって裏付けられる。しかし、その割合は畧史の語句の過半に止まるから、畧史の信憑性を保証する論拠としては必ずしも十分ではない。

畧史にあり記事にない語句 (b) は16語句で、畧史にある全語句の43%を占める。日大新聞閲覧率62%を考慮すれば、畧史にあり記事にない語句 (b) の減少と同数の畧史と記事両方にある語句 (a) の増加は確實視されるから、畧史の信憑性が高まることは期待できる。

5) 量的検証に基づく畧史の信憑性

山岡の全語句の半数近くを占める畧史にない記事にある語句 (c) は、畧史の信憑性検証を左右しかねない。

したがって、畧史にない記事にある語句は、重要語句であるか否かを吟味する必要がある。

畧史と記事両方にある語句 (a) は、山岡の全語句からみても、畧史の全語句に限ってみても、畧史の信憑性を保証する論拠としては量的に十分とは言えない。

畧史にあり記事にない語句 (b) は、畧史の信憑性を疑問視する論拠となる。しかし、その数は、山岡の全語句中でもっとも少数であり、畧史中でも半数に満たないから、畧史の信憑性検証への影響は考慮しなくてよいであろう。

以上を総括すれば、語句の量的検証の結果として、畧史にない記事にある語句を吟味する必要があることと、畧史の信憑性を保証するまでには至らないことの2点を指摘できる。

5. 語句による畧史の信憑性の質的検証

表4は語句の量的検証だけを意図して作成した。しかし、語句には相応の価値や意義があるし、語句の性質も一定ではない。

そこで、表4の語句について質的検証を試みる。

1) 畧史と記事両方にある語句 (a)

畧史と記事の両方にある21語句 (a) は、畧史の信憑性が記事によって裏付けられているから、質的検証の必要はない。

2) 畧史にあり記事にない語句 (b)

畧史にあり記事にない16語句 (b) は、畧史の信憑性を疑問視する論拠となり得る。

そこで、この16語句について吟味すると、回顧談である畧史が以下の6語句に言及しなかった事情は理解できる。

「㊸夜学校で体育時間不足」「㊹野球は将来有望だが消極的」「㊺雄弁奨励」の3語句は、「㊶体育」(佐々木 p.57) を具体的に説明する事例であり、「㊻答案の体裁」「㊼口述試験」の2語句は山岡研究室の国家試験(司法試験)指導の具体例(佐々木 pp.82-83)であるから、記事で言及するような内容ではなかった。

「㊽観閲／閱兵, 国民服, 軍国主義」は、広く知られている戦時下の実際を回顧した山岡の自己批判的語句(佐々木 p.94)であるから、記事にないのは当然である。

したがって、この記事にないのに畧史にある6語句は畧史の信憑性を疑問視する論拠にはならないから削除し、畧史にあり記事にない16語句 (b) を10語句と修正するのが妥当である。

3) 畧史になく記事にある語句 (c)

畧史になく記事にある29語句 (c) は、畧史の信憑性を疑問視する論拠となり得る語句で、全66語句の半数近い44%を占めるから、畧史の信憑性検証に影響しかねない。

そこで、畧史が言及しなかった記事の29語句を吟味する。

i. 表4のD群には体育関係の語句を集めた。

回顧談(佐々木 p.57, p.59) は「㊸夜学校で体育時間不足」「㊾柔道, 剣道」など「㊶体育」に関する具体的事例を挙げただけである。

このため、畧史は記事にある往時の山岡の体育観に関する「㊷健康」「㊿体

位／体力重視＝体育主義」「⑨運動会は体育目的」「⑩選手は勉学に差し支えない範囲」「⑪競技は体育進歩の手段」「⑫運動精神は競技の日本精神」の6語句に言及しなかった。

したがって、この記事の6語句は、畧史の信憑性を疑問視する論拠となるものではないから、畧史になく記事にある29語句(c)から削除するのが妥当である。

ii. 表4のE群には、1937年の日中戦争に対処する国民精神総動員に始まり1945年敗戦に至るまでの非常時局下の17語句を集めた。

その中で畧史にあるのは以下の2語句に過ぎない。

一つは略史と記事両方にある語句(a)の「㉟肇国の精華＝皇道精神」である。

この語句は、「(後に建国は肇国と変わった)」(佐々木 p.53)と括弧つきの説明があるように、「㊶建国の精華」を非常時局下で書き換えただけに過ぎず、略史と記事両方にある語句(a)であるから、畧史の信憑性を裏付けている。

他の一つは畧史にあり記事にない語句(b)の「㊷学校学生一体の理念」である。

畧史になく記事にある語句(c)の「㊸師弟同行＝学園家族主義」と「㊹一体原理」とは「㊷学校学生一体の理念」と同義と考えられるから、㊸と㊹を畧史の㊷に相当する記事の語句と位置づけることができる。

したがって、「㊷学校学生一体の理念」に「㊸師弟同行＝学園家族主義」と「㊹一体原理」の2語句を合わせて、「㊷学校学生一体の理念＝師弟同行・学園家族主義・一体原理」と修正して畧史と記事の両者にある語句(a)に位置づけしなおし、㊸㊹を畧史になく記事にある語句(c)から削除するのが妥当である。

iii. 表4のE群の非常時局下の17語句の大部分を占める15語句は畧史になく記事にある語句(c)である。

その中の「㊴時局前提・対応の教育」「㊵国体観念」「㊶団結・団体訓練」「㊷団体観念」「㊸精神鍛錬・訓練」「㊹心身錬磨・鍛錬・緊張」「㊺質実剛健・

堅忍不拔」「㉑実践躬行」の8語句は、当時の緊張感鼓吹のための精神主義的慣用語句の類である。

また、「㉒学業＝研学」「㉓学徒の本分・覚悟」「㉔知行一致・一如」の3語句は、新たに加えられた勤労作業の類をこれ迄の勉学と一体化して強調する語句であり、「㉕有為の人材＝国家を担う優秀な学徒・日本の中堅」「㉖国士的人間」の2語句は学生に対する国家の期待を誇張した語句である。

畧史は、もはや戦後ではない時代の1958年になって、山岡が理想とし実践してきた1945年までの教育を回顧したものである。

したがって、回顧の主な関心は戦中よりも戦前に向けられていて当然であるから、山岡が故意に戦中の回顧を避けたとは考えにくい。

ちなみに、山岡の回顧談は「ここに付加えておきたい」と軍事教練を取り上げ、「国家のために軍事教練をやった」「教練をやっておるから学生等の規律は非常に整っておりました」と評価する一方で、「軍国主義」の時代に自身が積極的に「閲兵」に立ったことを認めている（佐々木 p.94）。

したがって、この13語句は、畧史の信憑性の評価に関与するものではないから、畧史になく記事にある29語句（c）から削除するのが妥当である。

iv. 「㉑図書館は精神向上の場」は、新図書館完成時の挨拶であるから、畧史が取り上げるような記事ではない。

したがって、この語句も畧史になく記事にある29語句（c）から削除する。

v. 以上の検討から、畧史になく記事にある29語句（c）は合計22語句を削除して7語句と修正し、畧史にあり記事にない語句（b）の「㉗学校学生一体の理念」に替わる「㉘学校学生一体の理念＝師弟同行・学園家族主義・一体原理」を畧史と記事両方にある語句（a）に加えるのが妥当と考える。

以上の検討に基づいて表4を修正したのが、表7である。

6. 修正統計に基づく畧史の信憑性の考察

表8と表9は、表7に基づいて、表5と表6を修正した統計である。

以下、表8と表9に基づいて、語句の量的関係を改めて考察する。

表8. 表4の全語句の修正量的関係統計

	語句区分	修正後の 語句数 (%)	修正した 語句数	修正前の 語句数 (%)
a	畧史と記事両方にある語句	22 (58)	+1	21 (32)
b	畧史にあり記事にない語句	9 (24)	-7	16 (24)
c	畧史になく記事にある語句	7 (18)	-22	29 (44)
a + b + c	山岡の全語句	38 (100)	-28	66 (100)

表9. 畧史の語句の修正量的関係統計

	語句区分	修正後の 語句数 (%)	修正した 語句数	修正前の 語句数 (%)
a	畧史と記事両方にある語句	22 (71)	+1	21 (57)
b	畧史にあり記事にない語句	9 (29)	-7	16 (43)
a + b	畧史の全語句	31 (100)	-6	37 (100)

1) 3種の語句の量的関係

山岡の全語句 (a + b + c) は38語句である。

畧史と記事両方にある語句 (a) は22語句で、山岡の全語句の58%を占める。しかし、過半にとどまるから、畧史の信憑性を十分に保証するものではない。

畧史にあり記事にない語句 (b) は9語句で、山岡の全語句の24%にとどまる。加えて、日大新聞閲覧率62%を勘案すれば、未閲覧38%の日大新聞中に畧史と記事両方にある語句 (a) の増加と、それと同数の畧史にあり記事にない語句 (b) の減少とを期待できる。

したがって、畧史にあり記事にない語句 (b) は、畧史の信憑性検証上無視してよいと考える。

畧史になく記事にある語句 (c) は7語句で、山岡の全語句の18%に過ぎない。

したがって、略史になく記事にある語句（c）は畧史の信憑性検証上、ほぼ無視してよいと考える。

2) 畧史中の記事の語句の量的関係

畧史の全語句（a + b）は31語句である。

畧史と記事両方にある語句（a）は22語句で、畧史の全語句（a + b）の71%を占めるから、畧史の大半の語句の信憑性は記事によって裏付けられる。

したがって、畧史の信憑性はかなり高いと考えられる。

畧史にあり記事にない語句（b）は9語句で、畧史の全語句（a + b）の29%を占める。しかし、これは、畧史と記事両方にある語句（a）の半分に満たない。加えて、日大新聞閲覧率62%を勘案すれば、畧史と記事両方にある語句（a）の増加と、それと同数の畧史にあり記事にない語句（b）の減少とが期待できる。

したがって、畧史の信憑性検証上、畧史にしかない語句の割合は無視してよいと考える。

3) 畧史の信憑性

畧史になく記事にある語句（c）が山岡の全語句に占める割合はかなり低い。

したがって、記事にしかない語句は、畧史の信憑性検証上無視してよいと考える。

畧史にあり記事にない語句（b）が占める割合は、山岡の全語句の場合も、畧史の全語句の場合もかなり低い。

したがって、畧史にしかない語句は、畧史の信憑性検証上無視してよいと考える。

畧史と記事両方にある語句（a）は山岡の全語句の半分にとどまる。

したがって、畧史の信憑性を十分に保証すると迄は判断できない。

しかし、畧史中の語句に限ると、畧史と記事両方にある語句（a）が畧史にあり記事にない語句（b）の2倍を越える。

したがって、畧史にはかなり高い信憑性があると考えられる。

Ⅱ．山岡萬之助の教育観の考察

ここでは、回顧談である畧史と往時の山岡記事とを史料として、山岡の教育観の解明を試みる。

1. 「日本大学建学の主旨及綱領」

畧史の見出しは「日本法律学校創立の意義」と「日本大学の経営について」だけである。山岡の回顧に際しての主たる関心が、教育よりも経営にあった表れであろう。

「日本大学の経営について」は、最初に、多額の借金を抱えた赤字経営の日大を託された山岡が、赤字経営解消にも役立つ教育経営として「世間の状態とにらみ合わせて世間の要望する学科」の増設と共通科目開設とを企画して経費節減を図ったことを語る（佐々木 p.52）。山岡にとって教育は経営と切り離せなかったのである。

教育についての回顧はそれからである。

回顧の最初は、1913（大正2）年学監就任時に37歳の山岡が着手した教育事案である「建学の趣旨綱領」制定についてで、事例まで加えたその解説振りからは、山岡の教育の基盤をなしていたのが「日本大学建学の主旨及綱領」であったことを読み取れる（佐々木 pp.53-55）。

しかし、この学監就任時に作成したと回想する「建学の趣旨綱領」（佐々木 p.53）は、「健全なる身体を養成し」を加筆した1933（昭和8）年改正のそれであって、1914年制定のそれではない。

回顧談の末尾に「永い間の事を私の記憶とか僅かの材料を本にお話したので、時とか数字とかその他の違いがないとは限りません」とある（佐々木 p.102）。

その最たる誤認が、1933年改正を1913年制定と思い込んでいたことである。

1) 1914年制定の主旨及綱領

1889（明治22）年創立の日本法律学校は、日本法学を念頭に置く法律一筋の単科の専門教育機関であった。しかし、1901年の高等師範科設置で単科ではな

くなり、1903年に専門学校令による「私立日本大学」と改称した。当然、「日本法律学校設立趣旨」に筆を加える必要に迫られた筈であるが、大学経営にその余裕はなかった。

山岡は、このような状況下の1913年に学監に就任したのであるから、教育に関する最初の職責と意識したのは、「日本法律学校設立趣旨」を踏まえた日本大学再建趣意書を提示して、教学の基本理念を鮮明にすることであった。

1914年制定の「日本大学建学の主旨及綱領」を伝える史料は、『日本法律学校規則集：法学部創立百周年記念文献』収録の1918年松岡康毅筆（百年史1巻 p.569）で、主旨と3綱領の4項からなる。

日本大学建学の主旨及綱領（1914年制定）

日本大学は吾が建国の精華に鑑み立教の本旨を体し文化を嚮導するを以て建学の主旨と為す（以下「主旨」）

日本大学は吾が建国の精華に鑑み愛国の念を養ひ奉公の誠を致すを以て建学の綱領と為す（以下「第1の綱領」）

日本大学は立教の本旨を体し憲章に遵ひ自主独立の気風を振作するを以て建学の綱領と為す（以下「第2の綱領」）

日本大学は文化を嚮導し學術の蘊奥を究め徳器の成就を期するを以て建学の綱領と為す（以下「第3の綱領」）

主旨は、続く3綱領の巻頭語句を並べた総論のようなもので、続く3綱領が各論に相当する。

この3綱領は、理念的な教育目的（aim）、その具体的な教育目標（object）、その教育内容に関わる教科目（subject）を念頭に置いた構成となっている。

第1の綱領は、本学の教育目的を、日本に特化した国家主義に基づく国民の育成に置く。

学監就任前の山岡は、本学の支援を受けた3年間のドイツ留学から帰国したばかりの1910年以来、昼は司法官のまま、夜は法律科教授であったから、「日本大学建学の主旨及綱領」策定に際して、1890年の「我邦建国三千年、亦其法律あり」（百年史1巻 p.126）に始まり、1900年改正の「我大日本建国茲に三千年、

其定律の制定沿革固に尠しとせず」に至る迄一貫している日本的国粹主義に基づいて、「日本法学」を目指した「日本法律学校設立趣旨」（百年史1巻 p.324）の精神を建学の基本に据えたのは当然であろう。

それを文言にしたのが「建国の精華に鑑み」に始まる本学固有の第1の綱領であって、本学創立時には表裏の関係にあった國學院を別とすれば、1918年「大学令」に基づく全7私立大学（文部省第49年報）には見られない本学の特色である。

第2の綱領は、本学の教育目標を規律ある自由人すなわち市民の育成に置く。学校や教科を意識しない時代あるいは世界が目指した教育は、若者を人として育てることであった。「立教の本旨」に、この人づくりの意をこめたのであろう。

第3の綱領は、本学の教育内容について、国家社会を先導する学問研究である知育にとどまらず、徳育をも包括する。

これを山岡は回想で「知育、徳育というものは私は知徳一本主義で行くべきもの」（佐々木 p.55）と述べ、百年史（1巻 p.594）もこれに注目している。

しかし、これに該当する往時の言説中で該当するのは、拡大解釈しても1937年の山岡記事16中の「勉学と共に精神修養」だけである。

注目すべきは、1914年当時の本学は1903年の専門学校令（勅令61，3月27日）に基づく大学であり、専門学校令第1条には「高等の学術技芸を教授」としかなかったにもかかわらず、1886年の最初の帝国大学令の第1条「学術技芸を教授し及其蘊奥を攻究」と第2条「大学院は学術技芸の蘊奥を攻究」（勅令3，1886年3月1日）を連想させる「学術の蘊奥を究め」の文言を用いたことである。

山岡の念頭にあったのは、帝国大学に比肩する大学像だったのであろう。

2) 1933年一語句加筆

1933年総長就任時の山岡は、1913年学監就任時と同様「建学の主旨及綱領」を教育の基本と据えて再確認し、しかも時代の推移に対応して、「健全な身体を養成し」を第3の綱領に加筆して、次のように改めた。

日本大学は文化を嚮導し学術の蘊奥を究め健全な身体を養成し徳器の成就を期するを以て建学の綱領と為す

加筆の理由は、同年9月17日の山岡総長就任演説中の「大学の教壇よりする

智育徳育の外更に体育に力を致し心身を鍛錬陶冶し以て人格の完成を期し有為の材たらしむる」であろう（百年史2巻 p.471, 山岡記事7）。

これは、1914年の第3の綱領に欠けていた体育を課外に加えて、知徳体三育主義本来の教育の場であることを本学の指針として確認したものである。

当然ながら、この加筆前後には「健全な身体を養成し」に関わる体育関係の言説が多く見られる（後述5）。

回想時の山岡の念頭にあった第3の綱領は、この加筆された1933年のそれであった。

3) 1940年一語句修正

1937年国民精神総動員に関する「内閣告諭」（9月9日）に呼応した10月1日の総長訓示は、「建学の趣旨」を根底とし、かつ時局に対応した指示を展開している（山岡記事19）。

（前略）我等学業に従事する者、特に緊張したる精神を把持し、尊厳にして万邦無比なる国体観念を明徴にし、建学の趣旨に従ひ大に日本精神の発揚に努め、学を修め業を習ひ以て智能を啓発し、質実剛健進取の氣象を馴致して、軽佻浮薄萎微退嬰を戒め、勤勉力行享楽を排して日常真摯なる生活態度を執り、銃後の後援に意を致し国民精神総動員の実績を挙げ、忠君愛国以て天壤無窮の皇運を扶翼し皇恩の万分の一に報い奉ることに努むべし

この時局への対応は、やがて本学教学の根幹にも及び、1940年7月12日の常務会は「建国」の語句を「肇国」と改めた。日清・日露の宣戦布告の「皇帝」が対米英戦争の宣戦布告で「天皇」と改められたのと軌を一にする。

これを報じた日大新聞340号（1940年7月20日）の記事見出しには「建学の趣旨綱領：一部辞句の修正に決定：建国を肇国に改む」とある。

しかし、ほぼ同義である「建国」を「肇国」と書き換えだけで、他は従来のままであるから、この「建学の趣旨綱領」修正の意義は、修正という事実を記録に残す以上のものではなかった。

このことは、この修正を報じる山岡記事が「建学の趣旨綱領は大正三年現総

長山岡博士が学監時代に、本学設立の由来を想起して学生一般に知らしめんとして、自ら筆を執って書きおろした」もので、「当時の自由主義から見れば随分思い切って国本主義をふりかざしたもの」であったから、山岡は「むしろ反動思想家の如く云はれた」と紹介し、これを「すでに今日の日本国家体勢を予見した」もので、「今日の奉仕隊、勤労報国隊の如き、已に早くこれを主張した先見の明には敬服の外ない」と評価したこと、欠けていた「健全なる身体を養ひ」を1933年に加筆して「智育、徳育、体育の国民教育の三要素を織りなして今日に至った」と、言外に「建学の主旨及綱領」は完璧であるから、修正の必要はないと指摘したこと、その上で「七月十二日の常務会において左記の如く建国の辞句を肇国に改めた」と事実だけを報じて「建学の主旨及綱領」の修正全文を大書したことから読み取れる。

要するに、「建国」から「肇国」への修正は「今日の日本国家体勢」に起因するもので、本学の「建学の主旨及綱領」は不変であると主張したのである。

「建学の主旨及綱領」修正の1940年すなわち昭和15年は「紀元2600年」奉祝の年で、11月には多彩な祝賀行事が行われた。

しかし、この年は、祝賀とは裏腹に、2月の衆議院に於ける斎藤隆夫の戦争政策批判演説が、3月の同氏議員除名だけでなく、聖戦貫徹決議案可決に及び、7月には陸相辞職による米内内閣総辞職で発足した近衛内閣が、大東亜新秩序・国防国家の建設を掲げて10月に大政翼賛会を発足させたように、全体主義が各種統制を武器に日本を動かすようになった年でもあった。

山岡記事は、このような時流を「今日の日本国家体勢」と言い換えたのである。

第2の綱領には「自主独立の気風を振作する」とある。「建国」か「肇国」かを問題視した位であるから、上意下達が強調される時流、すべて統制の全体主義の時代に、「自主独立の気風」は問題視されても不思議ではない。これを回避する方便が「建国」から「肇国」への改称の喧伝だったのでなかろうか。

4) 山岡多用の語句

建学の主旨と3綱領は、山岡が本学の目指すべき教育について、十分吟味整理し、格調の高い、いわば袴を着せた文章となっている。

そこで、表4に基づいて記事に多く見られる語句を検討し、山岡が特に関心を抱いていた教育を明らかにする。

建学の趣旨と綱領の語句(㉗~㉚)を含む山岡記事は案外少なく、2点止まりで、「㉗立教の本旨」「㉘憲章に遵ひ」「㉙自主独立の気風・人格」を含む記事は皆無である。

「建学の主旨及綱領」は、山岡にとって憲法のような存在で、滅多に口にするものではなかったと考えられる。

しかし、「建学の精神は民族性に基き国家主義の上に立脚」(記事5)、「建学精神は我建国精神に順応し之と一致」(記事7)などの語句が該当する「㉑建学の精神=建国の精神・日本精神・日本主義」の見られる14記事は、「㉒建国の精華=国体観念」に基づくものである。したがって、山岡が第1の綱領を重視していたことは明らかである。

第3の綱領の「㉓徳器の成就=徳を磨く」が見られる記事は1点だけ、「㉔徳育」とある記事は皆無である。したがって、山岡は徳についての関心は低かったと考えられる。

ところが、「㉕人格の完成=人格主義」の語句がある記事は12点と多い。同じ第3の綱領の「㉖學術の蘊奥を攻究=学問研究」の語句のある記事1点と「㉗智育/知育=智識の啓発」の語句のある記事4点に比べれば、山岡が人格形成を重視していたことは明らかである。

1933年の第3の綱領への「健全な身体を養成し」の加筆の意図は、「並び行はれて、初めて完全なる教育」である「知育、徳育、体育」(記事21)を「教室での智育徳育と教室外の体育」(記事8)という正科と課外の関係で位置づけたものである。この「㉘教室内の智育徳育と教室外の体育」に該当する語句のある記事5点からみて、山岡が第3の綱領への「健全な身体を養成し」の加筆を機に課外体育を重視するようになったことは明らかである。

したがって、山岡は、日本的国粹主義の国民教育を土台に市民の人格形成を目指した教育を、学監就任時には教室内の知育と徳育だけで達成しようとしたが、総長就任を機に教室外の体育を加えて実現するように修正したと考えられる。

2. 知徳一本主義

山岡が回顧談で「建学の趣旨綱領」の次に言及したのは「知徳一本主義」（佐々木 p.55）である。

その説明は「教育は真理を追求するものでなければならん。学問の蘊奥をきわめるといいますから真理を追求する，即ち一面には深遠な高いところまで知識を磨いて行く。それから一面においては人間の本性を体得させ人たる道を理解せしむる，こういうことがあいまって徳性というものが発揮される」である。

これは，第3の綱領の「學術の蘊奥を究め徳器の成就を期す」の解説に相当する。しかし，「知徳一本主義」は，山岡が回顧談で初めて口にした語句である。

「㊦知徳一本主義」に数えた山岡記事は1937年の1点だけである。それには「人格を作る事を以つて第一義として居るのであるから諸君は勉学と共に精神修養にも留意して」とある（記事16）。

この記事に「知徳一本」の語句はないが，この記事と回顧談とは同じ考え方である。

したがって，山岡の学問・教育が目指したのは，知と徳の両面から「徳性」という人格の完成であったと考えられる。

3. 専門教育と教養

山岡は，1918年以前の1903年制定の「専門学校令による大学時代」に「法律科はじめすべての学科に哲学を必須科目にした」と回顧して，「法律を学ぶ人も第一原理の哲学を知ることは必要」と説明する（佐々木 p.55）。

これは，人文的教養は専門教育の基礎として不可欠という高等教育観に基づく。

1917年の宗教科，1921年の美学科設置に関する「宗教というものは何と申しましても崇高な知識を与えるものであり，美学は何といても審美的なよき精神を人間に与えるもの」（佐々木 pp.55-56）という回顧談の文言も，この教育観の現れであろう。

この回顧が後付けでないことは、1926年以前の記事中の「宗教学科に於て法学を課したのも偶然ではない」（記事4）、予科は「語学本位」（記事2）や「予科は性質上、智識を世界に求める学問所」（記事3）の文言からも読み取れる。

人文的教養は専門教育の基礎として不可欠というのが、山岡の高等教育観であった。

4. 学校と学生

山岡は、第2の綱領で掲げた「憲章に遵ひ自主独立の気風」の説明中で、「根本理念」に「学校と学生は一体」を示した（佐々木 p.54）。

これを表4で「㊦学校学生一体の理念」としたが、該当する記事はない。

しかし、表7では「㊦^{どうぎょう}師弟同行 = 学園家族主義」「㊧一体原理」と合わせて「㊦学校学生一体の理念 = 師弟同行・学園家族主義・一体原理」と修正した。

その該当記事5点は1941年以降に限られ、「時勢を洞察し師弟同行、余が提唱実践しつつある全学園一家族主義」（記事32）から、「一体原理といふものは陰陽の電気が合して火になるように…教師も生徒も一体となってはじめて燃える」（記事45）へと、戦局を意識した全体主義的学校と学生との関係を標榜している。

緊張感鼓吹のための精神主義的慣用語句が並ぶ非常時局下に、山岡が学校と学生のあり方について示したこの指針は、学校と学生は一体という山岡の根本理念と一致する。

学校と学生は一体という理念は、山岡の一貫した学校観であった。

なお、「師弟同行」は、1940年10月の専門学校長会議における文部大臣橋田邦彦訓示に見られる（文部時報705, p.2）。

5. 第3の綱領への「健全なる身体を養成し」の加筆と体育

1921年9月25日の秋季学生大会において、学監川口義久が「他大学に較べて或は他の専門学校に較べて足りないもの」である「運動競技」について「山岡理事に一奮発」を求めたのに対し（百年史2巻 p.244）、山岡は「体育は健全な精

神を作ることに於いて大事」,「身体がなければ實際駄目」と「一言」補足してから、他校に遅れをとっていた運動部の対外競技を念頭に「運動は宜しいとしてやる以上は少しは新規なことをやるが宜しい」,「実施する以上は他を凌駕する覚悟を以て」と応じた（百年史2巻 p.245）。

当然ながら、翌1922年には「⑩選手は勉強に差し支えない範囲」と念を押すことを忘れなかった（記事1）。

これが、運動部の対外競技活動奨励に関する山岡の最初の発言であろう。

ここからは、全学生を対象とする身体（のための）教育という知徳体三育主義本来の体育を目指して、その手段として運動競技と同義である日本独特の体育を運動部学生に期待したのが、山岡の体育であったと読み取れる。

以後、大学当局による運動施設拡充などの支援もあって、運動部の活動は徐々にではあるが活発化する。

1932年の年頭所感（記事5）は、「未曾有の国難」を意識して「①建学の精神」,「㉓智識の啓発」,「㉔立派な人格」に言及するが、体育についての言及は一切ない。

しかし、1933年山岡が総長に就任すると、全学生を対象とする本来の体育を意味する「健全なる身体を養成し」が第3の綱領に加筆された。

この綱領の主旨説明に相当するのが、山岡の就任式式辞（記事7）と祝賀会挨拶（記事8）で、智徳一本主義と体育とを「⑥教室での智育徳育と教室外の体育」と関係づけ、体育に全学生を対象とする「⑱心身錬磨」と「㉕人格の完成」とを期待している。

しかし、運動競技には言及していない。

学監就任以来知徳一本主義であった山岡は、運動競技と同義の体育が主流となって行く趨勢のもとで、教室内の知徳と教室外の体育という関係で全学生を対象とする三育主義本来の体育を重視し、これを総長就任時に第3の綱領に加筆したのである。

なお、1936年ベルリンオリンピック大会から帰国した葉室歓迎式では、「国家の名誉」「わが大学の光栄」と賞賛すると同時に、「知育、徳育、体育とも大

いに力を致し」と述べ（記事14）、1937年の運動会では、オリンピック大会、駅伝三連覇、東都大学野球リーグ優勝などについて「此等は何れも本大学体育の向上躍進を物語る」と賞賛すると同時に、「智育、徳育及体育の渾然融合化を以て教育の目標」と述べている（記事18）。

山岡は、1921年の最初の運動部の対外競技活動奨励に関する発言以来、競技成績への言及時には、必ず三育主義への言及を忘れなかったのである。

6. 観閲式と運動会

1923年の「陸上大運動会」は、新設の府中町運動場「開場式」であった（『日本法政新誌』20-7 p.187）。その後の『日本法政新誌』に運動会の記事はないから、1933年の山岡総長就任祝賀運動会は、10年ぶりの運動会開催だったことになる。

全日大の運動会は、「第3回全学運動会ならびに観閲式」が1935年（百年史5巻 p.60）、「第4回全日大観閲式並びに大運動会」が1936年（記事12）であるから、1933年の山岡総長就任祝賀運動会を最初に恒例化したと考えられる。

なお、1938年からは観閲式と運動会を「大学祭」とも称している。

観閲式に始まり運動会に終わる一日は、山岡が全学の学生生徒の前に立つ年1回の機会であったから、運動会あるいは観閲式の挨拶には、山岡の教育上の関心が表明されているはずである。

「山岡総長就任祝賀全日本大学運動会」は1933年11月14日に明治神宮外苑陸上競技場で、観閲式に続いて開催され、山岡は観閲式と運動会の両方で挨拶した。山岡が総長として「全学園の諸子と相見え」た最初である。

山岡は観閲式で、「総長推戴祝賀運動会に当り軍事教練上の簡閲^{ママ}を行ひ、諸子の意気旺盛にして団体行動の秩序整然たるを見まして教練の成果大に揚がれるを思ひ」と、教練の教育効果を認め、「我国今日の難局は軍事教練に付き何を要求するでありませうか、一旦緩急あれば護国軍」と、1931年の満州事変以後の時局を念頭に教練を大学教育に位置づける（記事10）。

運動会挨拶は、総長就任式辞および祝賀会挨拶と実質同じ内容で、「就任

に当り開陳した信条の一」である第3の綱領を念頭に「⑥教壇よりする智育徳育の外更に体育」を強調し、「⑯心身鍛練」を手段に、目標として「㉔人格の完成」と「㉕有為の人材」を示してから、「体育界の情勢」が「運動の一面には必ずや競技を伴ふ」ことに注目する。そして、運動競技の教育的価値について、「⑪競技は体育進歩の有効な手段」と位置づけ、「⑫運動精神は競技の日本精神」であると「①建学の精神」と結び付けて「優者たるの念願が高調して欲望を超越し純真の域に達するときは真の運動精神と合致」すると「スポーツ・スピリット」を説く（記事9）。

日本主義を根底に、正課の知徳教育と課外の体育である競技運動による人格の完成と有為の人材を目指す。これが、山岡が体育と運動競技に言及した最初で、その場が運動会だったのである。

その後毎年開催される観閲式での山岡の服装は、黒の式服に始まり、式服での乗馬（1937、1938年）や軍服軍帽類似の服装（1941、1942年）と時局を反映して軍事色を濃くしていく。

なお、1939年は5月22日に「青少年学徒に賜りたる勅語」が下賜され、宮城（皇居）前で学徒の御親閲があった関係であろうが、観閲式は行われなかった。

表10は、観閲式と運動会における山岡挨拶中の教育語句の推移を俯瞰する表である。

この表から読み取れるのは、以下の通りである。

- i. 山岡は、最初の運動会挨拶（記事9）で、「①建学の精神」を日本主義と捉えて学生教育の基本に据えた。その目指す所は「㉔人格の完成」「㉕有為の人材」であり、「⑥教室での智育徳育と教室外の体育」という関係での三育主義をその手段とした。この要点を再度表明したのが、予科校舎落成という節目での「全予科生に告ぐ」（記事21）であった。
- ii. 山岡は、運動会を体育の観点で「⑨運動会は体育目的」「⑩競技は体育進歩のための有効な手段」と位置づけていた。
- iii. 山岡は、運動会で運動部に言及することはなかった。
- iv. 山岡は、1938年の国家総動員法を契機に、運動会に時局を反映する「⑬心身鍛練」などを期待するようになる。
- v. 山岡は、「⑭教練で心身鍛練」と「㉖教練で団体行動・規律」訓練の価値を認めて「㉗配属将校を評価」していた。

要 約

新聞記事に見られる山岡の教育語句による畧史の検証からは、畧史にかなり高い信憑性を期待できる。

したがって、畧史の回顧談と日大新聞掲載の言説を論拠とする山岡の教育観の考察は妥当と考える。

山岡の教育観は、学監就任直後の1914年に掲げた「建学の主旨及綱領」に代表される。それは、日本に特化した国家主義を土台に、教室内の知育と徳育の両面から人格形成を目指すものであった。回顧談である畧史では、これを知徳一本主義と概念化している。

しかし、1933年総長就任時には「建学の主旨及綱領」に「健全な身体を養成し」を加筆した。「徳性」という人格形成を目指すことに変わりはないが、三育主義本来の教育観に立ち戻って、知育と徳育を教室内の教育、体育を教室外の教育と位置づけたのである。

この体育を加えた背景には、1920年代の対校競技への学生の関心の高まりが

あった。

しかし、山岡の体育観は全学生を念頭に置いたものであった。

教科編成では、専門教育主体は当然であるが、専門教育の基礎としての人文的教養科目を意識していた。

大学のあり方については、大学（教員）と学生は一体を理想としていた。

なお、1937年以降の戦時下では、時局を反映する言動が顕著である。